



平成27年5月28日

各 位

会 社 名 プラス・テク株式会社
代表者名 代表取締役社長 中馬直宏
(コード 4219)
問合せ先 取締役経営管理部長 縄野昌紀
電話 029 - 889 - 2222

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第104回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行を行わない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定により、定款第24条(取締役との責任限定契約)及び第33条(監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

なお、定款第24条(取締役との責任限定契約)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成27年6月23日
定款変更の効力発生予定日	平成27年6月23日

現行定款	変更案
<p>第1条～第23条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第31条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第32条～第38条 (省略)</p>	<p>第1条～第23条 (現行通り)</p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第25条～第32条 (現行通り)</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第34条～第40条 (現行通り)</p>

以上